

環境保全型農業直接支援対策 環境保全型農業直接支払交付金にかかる  
「有機農業の取組」の支援対象作物について

令和6年6月  
奈良県食農部農業水産振興課

環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる活動のうち、「有機農業の取組」において、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物は、支援対象としないものとされています。（環境保全型農業直接支払交付金実施要領（以下要領）第4の1の（8）のア）

通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、県の慣行レベルを踏まえて行うこととされ、慣行レベルが設定されていない作物については、県が作成している栽培技術指針等により県が判定し公表するものとされています。（要領第4の1の（8）のイ）

この規定に基づき、下記の通り判定結果を公表します。

○奈良県の慣行レベルが設定されていない作物における「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうか」の判定結果

作物名	通常の営農管理における使用状況		「有機農業の取組」 支援対象の判定
	化学肥料	化学合成農薬	
ズッキーニ	使用	使用	可
まこもたけ	使用	使用	可
きんかん	—	—	否
ミニチンゲンサイ	使用	使用	可
さんとうさい	使用	使用	可
らっかせい	使用	使用	可
まくわうり	使用	使用	可
花ハス	使用	使用	可

※「通常の営農管理における使用状況」欄の「—」印は、県が作成する栽培技術指針等がなく、使用・不使用の判定ができないもの。